

## さいたま市告示第 152 号

さいたま市立特別支援学校（知的障害）基本計画策定業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 の規定に基づき公告する。

令和 8 年 1 月 29 日

さいたま市長 清水勇人

### 1 競争入札に付する事項

#### (1) 件名

さいたま市立特別支援学校（知的障害）基本計画策定業務

#### (2) 履行場所

さいたま市桜区西堀 5-1350-1 外

（埼玉県立浦和工業高等学校跡地のグラウンド側用地）

#### (3) 業務概要

仕様書のとおり

#### (4) 履行期間

契約締結の日から令和 9 年 2 月 26 日まで

#### (5) 入札参加形態

単体企業とする

### 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていかなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和 7・8 年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（設計・調査・測量）（以下「名簿」という。）に業務「建築関連コンサルタント」内の業務分類「学校施設」で登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

イ 施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないとされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成 19 年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成 13 年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 入札日において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生計画の認可決定を得、かつ、更生計画の認可決定を取り消されていない場合を除く。

(5) 入札日において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生計画の認可決定を得、かつ、再生計画の認可決定を取り消されていない場合を除く。

(6) 平成27年度以降、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定される学校（ただし、幼稚園を除く。）の用に供される延べ面積4,500m<sup>2</sup>以上の建物の新增築又は改築の基本計画、基本又は実施設計業務を元請として完成させた実績を有する者（共同企業体としての実績の場合は、出資比率が20%以上のものに限る。）であること。

(7) 建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく一級建築士を配置できる者であること。

### 3 入札手続きの方法

本入札は、さいたま市物品調達等電子入札運用基準（令和7年さいたま市制定）に基づき、入札手続を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。電子入札システムで利用可能な電子証明書（ICカード）を取得し、電子入札システムの利用者登録が完了している者は、電子入札システムにより入札参加を行うこと。

### 4 入札説明書の交付

入札情報公開システムに掲載する。

#### (1) 交付期間

告示の日から令和8年2月16日（月）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

#### (2) 交付費用

無償

### 5 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書等の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

#### (1) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書  
イ 一般競争入札参加資格等確認資料

#### (2) 受付期間

4(1)と同じ

### 6 一般競争入札参加資格確認結果通知書の交付

入札参加資格の確認結果は、電子入札システムにより交付するものとする。なお、電子入札システムにより通知できない者にあっては、次のとおり交付するものとする。

#### (1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局学校教育部特別支援教育室  
電話 048(829)1667

#### (2) 交付日時

令和8年2月24日（火）午前8時30分から午後5時15分まで

#### (3) その他

郵送希望者については、5の書類提出時において返信用封筒に110円切手を貼付し、申し出した場合のみ受け付けるものとする。

### 7 仕様書等に関する質問及び回答

仕様書等に関して質問がある場合は、質問書を次のとおり提出すること。

(1) 受付期間

4(1)と同じ

(2) 受付方法

電子メールにて提出されたものを受け付けるものとする。なお、質問を電子メールで送信後、電話による到達確認を行うこと。

ア 電子メールアドレス [kyoiku-shienkyoiku@city.saitama.lg.jp](mailto:kyoiku-shienkyoiku@city.saitama.lg.jp)

イ 電子メールの標題

「【質問（申請者名）】さいたま市立特別支援学校（知的障害）基本計画策定業務」とすること。

ウ 到達確認先

6(1)と同じ

(3) 質問の回答

一般競争入札参加資格確認結果通知書の交付と同日に、参加資格が確認できた者に対して電子メールにて回答する。

## 8 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出方法及び提出機関

ア 提出方法

原則として電子入札システムにより行うこと。なお、入札に参加を希望する者がなお、入札に参加を希望する者が電子入札システムにより入札参加を行うことができない場合は、郵送又は持参による紙での入札を受け付ける。

イ 提出期間

令和8年2月26日（木）から令和8年2月27日（金）まで（持参の場合は、午前8時30分から午後5時15分まで。郵送の場合は、提出期間内必着とし、一般書留郵便又は簡易書留郵便により提出すること。）

ウ 郵送または持参による場合の入札書の提出先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局学校教育部特別支援教育室

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年3月2日（月）午後2時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局学校教育部学事課

(4) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 最低制限価格

設定する。なお、初度入札において最低制限価格未満の入札をした者は、再度入札に参加できない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第4項及び第5項に基づいて作成された最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局学校教育部学事課

電話 048(829)1646 FAX 048(829)1990

(9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局学校教育部特別支援教育室

電話 048(829)1667 FAX 048(829)1990

9 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

10 その他

契約条項等は、さいたま市教育委員会事務局学校教育部特別支援教育室及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>